

## 作物試験研究推進会議運営要領

### (趣 旨)

第 1 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構研究業務実施規程（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 規程第 121 号）第 13 条（研究所等における試験研究推進会議の開催）の規定に定める作物試験研究推進会議（以下「推進会議」という。）については、同条第 2 項の規定に基づき、以下の通り定める。

### (目 的)

第 2 推進会議は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の試験研究機関が行う作物に係る試験研究を円滑に推進するとともに、共同戦略連携協定に参画する他機関との連携を図り、その試験研究の推進状況と成果、推進計画、研究戦略等を把握、検討、協議することを目的として開催するものとする。

### (推進会議の主催及び協力)

第 3 推進会議は、農林水産省関係行政部局、関係独立行政法人及び共同戦略連携協定参画機関の協力を得て、推進会議責任者である作物研究所長が主催する。

### (推進会議の構成)

第 4 推進会議は、推進戦略会議、新品種候補等検討会、新品種候補審査委員会、専門分野別技術研究会をもって構成する。

### (推進戦略会議)

第 5 推進戦略会議は、作物研究に関わる問題解決のための事項を協議、決定する。

- 一 作物試験研究課題推進に関する重要検討事項
- 二 研究成果、品種の広報、普及
- 三 他の推進会議、行政部局、他法人等との連携協力
- 四 その他推進会議の運営に係る事項

### (新品種候補等検討会)

第 6 新品種候補等検討会は、次の事項を協議、検討する。

- 一 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、及び共同戦略連携協定参画機関が育成した新品種候補の特性、利用、普及計画等。
- 二 新配布系統の検討および配布計画の検討、その他育種の推進に必要な事項。

### (新品種候補審査委員会)

第 7 新品種候補審査委員会は、次の事項を協議、検討し、結果を作物研究所長と大課題評価会議に報告する。

- 一 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構所属の育成地が育成した新品種候補の審査
- 二 共同戦略連携協定参画機関が育成した新品種候補で審査申請のあった系統の審査

### (新品種候補の審査事項)

第 8 新品種候補の審査に際し必要な事項は別途定める。

### (専門分野別技術研究会)

第 9 専門分野別技術研究会は、次の事項を協議・検討する。

- 一 研究技術情報
- 二 その他

### (推進会議の構成者及び参集者)

第 10 推進会議の構成者及び参集者は、別表によることとする。ただし、必要に応じ推

進会議責任者が指名して加えることができる。

(事務)

第 1 1 推進会議の全体調整等に係る事務は、作物研究所企画管理室において行う。

附則 この要領は、平成 23 年 9 月 15 日から実施する。